附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（令和七年六月一日。次項において「刑法施行日」という。）の前日までの間における改正後の第七条第一項第六号の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

3　刑法施行日以後における刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）に処せられた者に係る改正後の第七条第一項第六号の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

○防衛省告示第七十二号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十六条第二項の規定により、自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例に関する告示（平成十一年防衛庁告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

防衛大臣　中谷　元

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場に着陸する航空機（国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）一㈣キ(a)ただし書に規定するもの及び一㈣キ(b)に掲げるものを除く。）の着陸料の額は、昭和五十年防衛庁告示第百五十五号第一の規定にかかわらず、使用料告示一㈠の規定により得た金額に、次の各号に掲げるものについて当該各号に定める割合を乗じた金額とする。 ただし、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機（当該航空機の最大離陸重量（以下「重量」という。）が五十トン以下のものに限る。）についての着陸料の額は、令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間、使用料告示一㈠ア若しくはイ又は一㈠エの規定により計算して得た金額に五分の四（重量が二十トン以下の航空機にあっては十分の七）を乗じた金額とする。また、次の第六号及び第七号に掲げる航空機（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた優れた取組が行われているものとして国土交通省により指定された空港（以下「指定空港」という。）に着陸するものに限る。）の着陸料の額について、当該各号に定める割合を乗じた金額以下で国土交通省により定められた金額がある場合にあっては、当該航空機の着陸料の額は、次の各号の規定にかかわらず、当該金額とする。 一　令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち、東京国際空港、大阪国際空港、新千歳空港又は福岡空港を使用空港とする路線に係るもので国内航空に従事するもの　二分の一 二　令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち、成田国際空港、中部国際空港又は関西国際空港を使用空港とする路線に係るもので国内航空に従事するもの　三分の一 三　令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち、前二号に掲げるもの以外のもの　四分の一 四　［略］	航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場に着陸する航空機（国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）一㈣キ(a)ただし書に規定するもの及び一㈣キ(b)に掲げるものを除く。）の着陸料の額は、昭和五十年防衛庁告示第百五十五号第一の規定にかかわらず、使用料告示一㈠の規定により得た金額に、次の各号に掲げるものについて当該各号に定める割合を乗じた金額とする。 ただし、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機（当該航空機の最大離陸重量（以下「重量」という。）が五十トン以下のものに限る。）についての着陸料の額は、令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、使用料告示一㈠ア若しくはイ又は一㈠エの規定により計算して得た金額に五分の四（重量が二十トン以下の航空機にあっては十分の七）を乗じた金額とする。また、次の第六号及び第七号に掲げる航空機（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた優れた取組が行われているものとして国土交通省により指定された空港（以下「指定空港」という。）に着陸するものに限る。）の着陸料の額について、当該各号に定める割合を乗じた金額以下で国土交通省により定められた金額がある場合にあっては、当該航空機の着陸料の額は、次の各号の規定にかかわらず、当該金額とする。 一　令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち、東京国際空港、大阪国際空港、新千歳空港又は福岡空港を使用空港とする路線に係るもので国内航空に従事するもの　二分の一 二　令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち、成田国際空港、中部国際空港又は関西国際空港を使用空港とする路線に係るもので国内航空に従事するもの　三分の一 三　令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち、前二号に掲げるもの以外のもの　四分の一 四　［同上］